

令和7年度 随意契約により締結するものの発注見通し等の公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により随意契約するものの発注見通し、契約相手方の決定方法等について、福島市財務規則（平成15年規則第34号）第185条の2第1項の規定により次のとおり公表いたします。

令和7年4月1日

福島市長 木 幡 浩

1. 公表の対象

福島市が発注を計画している予定価格が50万円を超える業務委託及び予定価格が80万円を超える物品購入といたします。

なお、現時点では発注計画が未定のものはありませんのでご注意ください。

2. 発注計画の変更について

ここに公表する契約件名・履行場所・履行期間・業務内容・発注時期等については、いずれも変更する事があります。また、変更しても公表せずに発注することがありますのでご了承ください。

3 契約方法について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、次の契約については、競争入札によらず、特定の業者を選定して契約を締結する随意契約の方法により契約を締結できるとされています。

①障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係)

障害者支援施設等：障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所（その他これらに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより市長が別に認定した者を含む。）、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設

②障害者支援施設等並びにシルバー人材センター及び母子・父子福祉団体（その他これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長が認定した者を含む。）から役務の提供を受ける契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係)

③新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から新商品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号関係)

新たな事業分野の開拓を図る者：総務省令に定める新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」）を提出した者であって、市長が別に認定した者

4 福島市の契約相手方の決定方法及び選定基準等

(1) 上記3-①の買入れは、福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度要領（平成26年1月10日制定）に基づき登録した者のうち、同要領3の①に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等（以下「福島市障がい者就労施設等」という。）から行うものとし、次の対象品目とします。

①加工食品、②縫製品、③農産物、④その他の製品（紙製小物、ビーズ製品等）、⑤印刷（名刺等）

(2) 上記3-②の役務の提供は、福島市障がい者就労施設等及び本市内に主たる事務所を有するシルバー人材センターから受けるものとし、その役務の内容は、除草作業、農作業、清掃、袋詰め、一般事務、等の臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事とします。

(3) 上記3-③の買入れ、借り入れ、役務の提供は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から提出された実施計画の内容を踏まえ、その都度定めるものとし、ます。

5 その他

発注見通し等の公表は、次の場所及び福島市公式ホームページ上で行っております。

○財務部契約検査課

閲覧のみとなります。但し、指名業者及び入札結果等も閲覧ができます。

○インターネット福島市ホームページ (<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

閲覧及び印刷ができます。

その他に、入札の指名業者や入札結果について閲覧及び印刷ができます。

令和7年度 随意契約により締結するものの発注見通し

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号関係)

令和7年4月1日現在

No.	件名	種別	履行場所	履行期限	業務内容	発注時期	発注課	備考
1	令和7年度福島市いいの交流館トイレ清掃業務委託	清掃	福島市飯野町字後川3番地の1	令和8年3月31日	週3回、福島市いいの交流館のトイレの清掃を行う。	第1四半期	地域共創課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
2	福島市家族旅行村維持管理業務委託	巡視、除草	町庭坂字蓬平地内	令和7年11月30日	施設の開場、閉場作業 場内巡視、除草	第1四半期	観光交流推進室	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
3	幕滝遊歩道ほか点検整備業務委託	点検、軽度な補修	福島市地内 計10箇所	令和7年10月31日	遊歩道及び附帯施設の点検 軽度な補修	第1四半期	観光交流推進室	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
4	茂庭滑滝キャンプ場公衆トイレ清掃業務委託	清掃	福島市飯坂町茂庭地内	令和7年10月31日	トイレの清掃、トイレットペーパーの補充、トイレ周辺の草刈及び刈取物(雑草)の廃棄	第1四半期	観光交流推進室	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
5	市営墓地・霊園清掃業務委託	除草、清掃	福島市大明神他地内 市営御山薄井他4カ所	令和8年3月13日	墓域内の法面・通路等の除草及び清掃	第1四半期	環境衛生課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
6	高齢者相談業務委託	一般事務	長寿福祉課	令和8年3月31日	長寿福祉課内に高齢者相談員及び専用電話を配置し、高齢者からの相談対応を行う。併せて福島市老人クラブ連合会の事務を行い、老人クラブの活動強化を図る。	第1四半期	長寿福祉課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
7	令和7年度 都市公園除草等業務委託	除草、清掃	福島市太子堂ほか 地内	令和7年12月25日	園内の美観を保持するため、人力抜根除草及び機械除草を行う。	第1四半期	公園緑地課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
8	祓川みずみどり清掃業務委託	清掃	福島市御山町地内 から 福島市山居地内	令和8年3月31日	祓川みずみどりの清掃	第1四半期	下水道管理課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号